

中央大学特定課題研究費 ー研究報告書ー

所属	法務研究科	身分	教授
氏名	土田伸也		
NAME	TSUCHIDA, Shinya		

1. 研究課題

（和文）公物の法理論と法制度

（英文）Die Rechtstheorie und das Rechtssystem der öffentlichen Sachen

2. 研究期間

2年間（ 2017, 2018 年度）

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600 字程度、英文 50word 程度）

（和文）

我が国の行政法学では伝統的に公物の概念が採用され、関連する法理論および法制度が論じられてきたが、近年、公物概念を前提とした法理論および法制度には動揺がみられる。そこで、公物法の意義を明らかにするため、まずは日本の公物法の母法ともいえるべきドイツ公物法に着目し、公物法一般理論の中核概念ともいえる「公法上の物支配」について、その内容を明らかにするとともに、その意義について検討した。また、ドイツ公物法の意義を明らかにするうえで無視できない、1990年代の公物法否認論について、その内容を明らかにするとともに検討を行った。以上のドイツ公物法研究を通じて得られた視点に基づき、改めて日本の法理論および法制度を分析した。具体的には、明治期以降の学説および法制度を対象にして、公物概念を維持する理由について検討を加えるとともに、近年、公物概念を拡張しようとする見解の問題点を明らかにした。

本研究では、当初の研究計画で予定していたすべての内容を遂行できたわけではないが、これまでほとんど明らかにされてこなかった公物法上の諸問題を解明することができた。これによって、我が国における公物法研究を前進させることができたように思われる。

なお、上記の研究成果については、既に公表済みのものもあるが、未だ公表できていない部分については、内容を深化させたうえで2年以内に公表することにしたい。

（英文）

Um die Identität des Rechts der öffentlichen Sachen als Rechtsgebiet zu klären, behandelte ich in dieser Forschung den Begriff „die öffentliche rechtliche Sachherrschaft“, die Theorie gegen die Identität des Rechts der öffentlichen Sachen in Deutschland, die Rechtstheorie und das Rechtssystem der öffentlichen Sachen im Meiji-Zeit sowie den ausdehnenden Begriff der öffentlichen Sachen in Japan.